

ねんきんコーナー

 国民年金保険料の追納制度をご存じですか

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた方が、経済的に納付が可能となった時などに、本人の申し出により、免除や猶予された保険料の全部または一部を納付し、将来の老齢基礎年金額を増やすことができる制度です。

追納が承認された月の前10年以内の免除等期間について追納が可能です。

免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくことになります。

【令和7年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除・納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成27年度の月分	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円
平成28年度の月分	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円
平成29年度の月分	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円
平成30年度の月分	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円
令和 元年度の月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和 2年度の月分	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円
令和 3年度の月分	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円
令和 4年度の月分	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円
令和 5年度の月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
令和 6年度の月分	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円

※令和5年度、令和6年度は追納加算額はありません。 ※詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくことになります。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

 動物愛護週間について

毎年、9月20日から9月26日までの1週間は、動物愛護週間として、法律で定められています。

◆愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です。

愛護動物をみだりに殺傷したり、虐待したり、遺棄する(捨てる)ことは犯罪です。

これらの行為を行った場合、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、処罰されます。

※愛護動物とは

①牛・馬・豚・めん羊・山羊・犬・猫・イエウサギ・鶏・イエバトおよびアヒル

②その他、人が飼育している動物で哺乳類・鳥類または爬虫類に属するもの

【愛護動物を殺傷した場合】 5年以下の懲役または500万円以下の罰金

【愛護動物を遺棄・虐待した場合】 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

※愛護動物の遺棄・虐待を疑う場合は、

幡多福祉保健所(☎34-5119)もしくは中村警察署(☎34-0110)まで、ご連絡をお願いします。

○お問い合わせ 本庁 環境政策室 環境政策係 ☎43-2119